

Title	日本の北朝鮮政策：国交正常化交渉とその展望
Sub Title	Japan's Policy toward North Korea : The Prospect for Normalization of Relations
Author	小此木, 政夫(Okonogi, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.2 (1995. 2) ,p.95- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	太田俊太郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950228-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本の北朝鮮政策

——国交正常化交渉とその展望——

小 此 木 政 夫

はじめに

- 一、金丸・田辺代表団の平壤訪問
- 二、政府間交渉の開始と決裂
- 三、北朝鮮のNPT脱退宣言
- 四、金日成死後の日朝関係

はじめに

第二次世界大戦の終結から五〇年近くが経過し、日本は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）を除くすべての旧敵国や植民地との関係を正常化した。北方領土問題と並んで、日朝国交正常化は残された数少ない戦後処理問題の一つになっているのである。もちろん、過去にも、そのための機会がまったく存在しなかったわけではない。たとえば、朝鮮休戦後の一九五五年二月、北朝鮮の南日外相は日本政府に対して「貿易、文化関係およびその他の朝日関係の樹立、

発展に関する諸問題を具体的に討議する用意をもっている」と声明した。また、一九七一年九月には、金日成首相(当時)が朝日新聞とのインタビューを通じて「日本との国交はもちろんだが、その前段として……貿易、自由往来、文化交流、記者交換など」を望んでいると声明した。⁽¹⁾

これら二回の機会に共通していたのは、国際的な緊張緩和であった。南日外相の声明が出されたのは、スターリン死後、米ソ間に平和共存の雰囲気醸成され、日ソ間にも国交正常化の気運が高まっていることであった。しかも、一九五三年一〇月以来、いわゆる「久保田発言」によって、日韓会談が中断状態にあったのである。また、金日成首相の発言がなされたのは、キッシンジャーの訪中によって米中接近が開始され、日中国交正常化がクローズアップされていることであった。しかも、それは南北朝鮮の赤十字会談開始を背景にしていたのである。いいかえれば、そのような情勢のもとで、北朝鮮は韓国に先立って日朝国交正常化を実現したり、日本政府に南北「等距離」外交への転換を迫ったのである。

しかし、日本政府の対応は「国際情勢の推移、南北対話の進展を勘案しつつ、経済、文化、人道、スポーツなどの分野で交流を広げていく」以上のものではなかった。⁽²⁾ それからさらに一五年以上が経過し、一九八八年七月の盧泰愚大統領の特別宣言(「七・七宣言」)によって、国際情勢と南北関係の双方で新しい時代が到来したことを確認した後、日本政府は初めて北朝鮮側との政府間接触に向けて動き出したのである。北朝鮮に抑留された第一八富士山丸の二人の船員を解放し、政府間対話の窓口を開くことが当面の目標とされた。しかし、一九九〇年九月に平壤を訪問した金丸・田辺代表団を待っていたのは、単なる二人の船員の釈放や連絡事務所の開設ではなく、北朝鮮側による日朝国交樹立の提案にはかならなかった。

一、金丸・田辺代表団の平壤訪問

平壤を訪問した金丸・田辺代表団に対して、北朝鮮側が「早期国交樹立」を提案することは、交渉当事者を含めて、日本側にとって予想外の出来事であった。非公式接触の過程で北朝鮮は終始一貫して国交樹立の可能性を排除していたし、「二つの朝鮮」に反対するとの立場からソ連の韓国承認の動きを強く警戒していたからである。金丸信も田辺誠も、抑留されている第一富士山丸の二人の船員の釈放を実現し、日朝関係改善のための政府間交渉の糸口をつけるために平壤を訪問したのである。九月二十五日の金容淳書記との第一回会談でも、金丸は「厚い壁を打ち破り、風通しを良くするために訪問した」と言明し、「連絡窓口を双方に設置し、政府間対話を開始して、できるだけ速やかに(償い問題を)解決したい」と説明したのである。⁽³⁾

しかし、北朝鮮側はすでに「早期国交樹立」の方針を固めていたようである。すでにそのとき、金容淳書記は「国交が不正常な中で交渉した場合、際限がなくなる懸念がある」と応じたからである。また、その後、九月二十六日の金日成と金丸・田辺の三者会談および金日成・金丸の二者会談を経て、九月二十九日の第二回会談で、金容淳は「国交関係樹立を早急に行なう」ことを提案し、「国交正常化にむける政府間の交渉を一月から開始する」ことを共同声明に盛り込むように主張した。それが従来の政策の変更であることを認めつつ、彼はその理由を(一)北朝鮮を取り巻く国際情勢に急激な変化が起きていること、(二)日本政府の一部に「国交樹立の前に償いを実行することはできない」との意見があること、の二点から説明したのである。⁽⁴⁾

こうして、金丸・田辺代表団の平壤訪問の結果、一〇月中旬に第一富士山丸の二人の船員を釈放し、一月中旬に国交樹立のための外交交渉を開始することが三党間で合意された。しかし、九月二十八日に発表された自民・社会両党と朝鮮労働党の間の「三党共同宣言」には、日本が植民地支配の三六一年間に与えた「不幸と災難」だけでなく、「戦後

四五年間朝鮮人民が受けた損失」について「十分に公式的に謝罪を行ない、償うべきである」こと、「朝鮮はひとつである」ことなどが盛り込まれ、前者が日本国内で、また後者が韓国国内で厳しい批判的になった。⁽⁵⁾ また、金丸の帰国後、自民党の役職にない者が党内合意なしに個人外交を推進しただけでなく、北朝鮮の「人質外交」を許容し、将来の政府間交渉に一定の枠をはめたことに対して、自民党の元老議員とマスメディアに批判の声が高まったことも周知のとおりである。

しかしながら、多くの欠陥の存在と外交的な稚拙さにもかかわらず、すでにみたように、金丸・田辺の平壤訪問は冷戦終結という国際情勢に巧みに便乗していたし、明らかに戦後日本の保守外交の軌道の上に乗っていた。日ソ、日韓、日中国交正常化などの例にみられるように、それは歴史的な節目で政治家が果たしてきた役割を再確認するものにはかならなかつたのである。また、もし日本が北朝鮮の国交正常化の要求を拒絶すれば、それは少なくとも日本に対しては「二つの朝鮮」を容認しようとしている北朝鮮から門戸開放の道を奪うことを意味していた。そうなれば、朝鮮半島は引き続き「冷戦の化石」であり続けるだろう。

しかし、単なる関係改善であればともかく、国交樹立ということになれば、それは冷戦終結後の東アジアに新しく形成される地域的国際秩序の重要な一部を構成せざるをえない。それだけに、日朝国交交渉が単純な二国間問題に留まりえないことも明らかであった。とりわけ、「第三の当事者」として事態を注視していた韓国政府の反応には厳しいものがあつた。なぜならば、金丸・田辺代表団の平壤訪問に先立つ盧泰愚大統領との電話会談において、海部俊樹首相は金丸訪朝の目的を「第一八富士山丸の船員二人の釈放と政府間対話の窓口を開くこと」の二点から説明し、「韓国と緊密な連絡をとるつもりだ」と約束していたからである。⁽⁶⁾ 国交正常化問題が北朝鮮側から突然に提案されたという事情はあるにせよ、韓国側としてみれば、それは海部首相の約束した「緊密な連絡」の欠如にほかならならず、北朝鮮の巧みな戦術に乗せられた日本側への不信感を隠せなかつたのである。

三党共同宣言を含む訪朝経過を説明するために、一〇月八日にソウルを訪問した金丸に対して、日朝交渉そのものには反対しなかったものの、盧泰愚大統領は(一)日韓両国政府の間の「十分な事前協議」が必要であることを強調するとともに、日朝関係の発展を(二)「南北間の対話と交流の意味ある進展」や(三)北朝鮮による国際原子力機関(IAEA)との核保障措置(査察)協定の締結とリンケージさせることを要求した。また、(四)日本の経済協力や賠償が北朝鮮の軍事力強化に利用されたり、それが国交樹立以前に提供されることに懸念を表明し、(五)北朝鮮を開放に導き、国際社会に協力するように促すことを要望した。これらの「五原則」が、その後も、日朝交渉に対する韓国の基本的な立場となったのである。金丸は、それに賛意を表明するとともに、韓国と十分に協議しつつ、今後の日朝関係改善を進めることを約束した。⁽⁷⁾

また、九月二八日の国務省の公式論評にみられるように、日朝関係改善を南北対話の進展や北朝鮮の核査察問題とリンケージすることについては、アメリカ政府の反応も同じであった。アメリカ政府はとりわけ後者に敏感であり、一〇月九日、アマコスト駐日米大使が韓国から帰国した直後の金丸と会談し、北朝鮮の核査察受け入れを国交正常化の前提条件にするように強く要請した。また、一〇月三〇日のソロモン国務次官補の「朝鮮半島の核拡散を東アジアの安定に対する第一の脅威とみなしている」との演説と時を同じくして、アメリカは日本の交渉担当者に北朝鮮が建設中の核燃料再処理工場についての偵察衛星の写真を示し、改めてこの問題に注意を喚起した。国交正常化それ自体はともかく、南北対話に具体的な進展がなく、北朝鮮の核兵器開発の疑惑が解消されないまま、日朝交渉が進展するということであれば、それは米韓両国の受け入れがたい事態であったのである。⁽⁸⁾

二、政府間交渉の開始と決裂

金丸・田辺の平壤訪問の結果、一月初めに、日朝両国の最初の政府間交渉が北京で両国の外務省間の予備会談として実現した。しかし、政党間の交渉が北朝鮮ベースで進められたこともあって、日本外務省の態度は慎重であった。本会談の議題をめぐって、北朝鮮側は三党共同宣言に盛り込まれた「四五年間の戦後補償」に固執したが、日本側の谷野作太郎アジア局長は、日朝交渉の歴史的意義を指摘しつつも、「政府間の交渉は政党間の合意に拘束されない」との立場を堅持し、日朝関係の改善は「朝鮮半島の平和と安定」に寄与し、「関係諸国の理解と支持」を得なければならぬとの主張を展開したのである。⁽⁹⁾

しかし、三回にわたる予備会談での激しい議論の応酬の後、一月中旬までに、「国交正常化に関する基本問題」〔管轄権、併合条約の合法性など〕、「国交正常化に伴う経済的諸問題」〔財産請求権・戦後補償など〕、「国交正常化と関連する国際問題」〔核査察・南北対話など〕、「その他双方が関心を有する諸問題」〔日本人妻の里帰りなど〕の四つが本会談の議題として採択された。また、交渉場所については、第一回会談を平壤で、第二回会談を東京で、第三回以後を北京で開催することが合意された。その過程では、日本側が北朝鮮にIAEA（国際原子力機関）による核査察の受け入れを強く要求したため、北朝鮮の主張する戦後補償を第二議題（経済問題）の一部として採択するとともに、核査察問題（第三議題）の一部として引き続き討議することにした。⁽¹⁰⁾ いかえれば、それら二つの議題が本交渉の成否を左右する重要問題であることは、予備会談の段階で双方に明確に意識されたのである。

事実、一月末に開催された最初の本会談での冒頭発言において、北朝鮮側の田仁徹代表は日本側に交戦国間の賠償、財産請求権そして戦後補償のすべてを要求した。しかし、日本側の中平立代表が認めたのは、戦前・戦中の財産請求権のみであった。他方、「国際問題」についての討議において、中平は北朝鮮側にIAEAによる核査察の早期受け

入れを強く要求した。しかし、北朝鮮側が在韓米軍の核兵器に対する同時査察を要求したため、議論は平行線をたどらざるをえなかった。北朝鮮側は核査察問題を米朝間の問題であるとして、その討議自体を回避しようとしたのである。⁽¹¹⁾

このような状況は三月中旬に開催された第二回会談でも変化しなかった。しかし、チームスピリット（米韓合同軍事演習）の実施を理由とする南北首相会談の延期にもかかわらず、北朝鮮側が日朝会談の日程を変更せず、その早期妥結に期待を掛けたことは注目に値する。それは韓国に対する外交的な圧力だけではなかったからである。二月下旬に来日した金容淳書記は金丸および田辺と会談し、三党間の合意を再確認しただけでなく、竹下登元首相を北朝鮮に招待し、海部首相に金日成の親書を手渡したのである。また、離日前の記者会見で、金容淳は日朝交渉の年内妥結を希望し、「合意できるところから合意する方法や、議題の順序に従って協議する方法もある」と語った。⁽¹²⁾

そのような観点から、実際に、北朝鮮側は五月下旬に開催された第三回会談で新しい方針を提示し、交渉の促進を企図した。田仁徹は「国交正常化に関する基本問題」（第一議題）をその他の議題と切り離して優先的に討議することを主張し、ある程度の合意が得られれば、そこで国交正常化を実現することを提案したのである。経済問題、国際問題、その他の問題は引き続き協議し、国交樹立後に順次解決していけばよいというのである。また、そのような方針に日本側が同意し、突っ込んだ意見交換に応じるのであれば、双方の見解を考慮して、第一議題について折衷案を提示する用意があるとの態度を示した。⁽¹³⁾

しかし、日本側はそのような提案を拒絶しただけでなく、(一) IAEAによる北朝鮮原子力施設の査察、(二) 南北首相会談の早期再開、(三) 北朝鮮の国連同時加盟を強く要求し、それらを交渉進展のための事実上の前提条件として提示した。とりわけ核査察問題について、中平は「国際原子力機関の保障措置協定締結問題の解決なしに、他の論点について実質的進展を図ることは、国内的に支持が得られない」と強調したのである。中平はまた、会談直前

に日本の警察庁によって身元が確認された、大韓航空機爆破事件の犯人金賢姫の日本語教育係である「李恩恵」と名乗る日本人女性について言及し、北朝鮮側にその消息の確認を要請した。北朝鮮側がそれに強く反発したことはいうまでもない。田仁徹はそれを「こらえきれない屈辱」と表現し、日本側がその要請を撤回し、謝罪しないかぎり第四回会談に応じないと言明した。⁽¹⁴⁾

一時的な中断の後、第四回会談が一九九一年八月に、第五回会談が一月に第六回会談が一九九二年一月に、第七回会談が五月に開催されたが、いずれも大きな成果はなかった。最後の第八回会談が開催されたのは、中韓国交樹立、盧泰愚大統領の北京訪問、天皇・皇后両陛下の中国訪問後の一月初めのことであった。しかし、本会議での双方首席代表の冒頭発言後、日朝交渉は再び中断した。本会議の休憩中に開かれた「李恩恵」問題についての実務者協議の場で、北朝鮮側の千竜福副団長が一方的に協議を打ち切りを宣告し、席を立ってしまったからである。また、その後の記者会見で、千竜福は北朝鮮側にはこの問題についての協議を再開する意思がないことを明らかにした。これに対して、日本側は「実務者協議が再開されなければ、本交渉には応じられない」との立場を崩さず、本会議が再開されないまま、交渉が決裂してしまったのである。⁽¹⁵⁾

二度にわたる日朝交渉の中断は「李恩恵」問題を契機にしていた。いずれの場合にも、北朝鮮側は会談の停滞にいらだち、それを交渉中断の口実として使用したのである。しかし、日朝交渉中断の真の原因が核査察問題にあったことは明白である。この問題について、日本側は当初から北朝鮮に特定の措置よりは「疑惑の解消」を要求した。そのため、北朝鮮としてはIAEAと査察協定を締結しても、次に再処理工場の放棄を要求され、非核化共同宣言の採択後は、さらに南北相互査察を要求されたのである。疑惑の完全な解消なしに、日朝国交正常化は不可能であった。

他方、北朝鮮側は核査察問題の討議を回避し、早期に国交を樹立しようとした。日本側がすべての議題の一括解決を主張したのに対して、北朝鮮側はまず第一議題（基本問題）で合意して国交を正常化し、その後、第二議題（経済問

題)に移行することを主張したのである。そのような方式を誘導するために、第一議題で北朝鮮側は比較的柔軟な態度を示したのだろう。また、第五回会談以後、北朝鮮側は「交戦国間の賠償」や「戦後補償」に言及しなかった。これらの問題についての深刻な論争を回避しつつ、北朝鮮は外交交渉よりも、国交正常化後の政党間の折衝に期待を掛けたのかもしれない。

三、北朝鮮のNPT脱退宣言

振り返ってみれば、八月の中韓国交樹立と九月の盧泰愚大統領の北京訪問後、一〇月初めの米韓安保協議会でチームスピリット再開(北朝鮮が南北相互査察を受け入れない場合)の方針が決定された頃から、北朝鮮の対外政策はすでに硬化し始めていた。祖国平和統一委員会スポークスマン声明や延亨默首相の抗議書簡などを経て、一〇月二七日には政府・政党・社会団体の連合会議が南北対話の凍結(チームスピリット再開の場合)を決定していたのである。また、そのような政策は明らかに金正日書記の指導によるものであった。一月二日の労働新聞に掲載された金正日論文「革命的党建設の根本問題について」は「社会主義は試練をなめているが、勝利の信念をもって帝国主義者と反動らの反革命的攻勢に革命的攻勢で対抗し、闘争を展開すれば、容易に逆境を順境に、禍を福に変えることができる」と力説していたのである⁽¹⁰⁾。

それ以後、金正日が予告したように、北朝鮮は一月三日に四つの南北共同委員会を流産させ、一月五日に日朝交渉を決裂させ、さらに一月一九日に南北首相会談の中止を声明した。また、一九九三年一月二六日にチームスピリットの再開が声明されると、北朝鮮外務省は「必要な自衛措置をとらざるをえない」と警告し、二月二五日にIAEAが寧辺の二カ所の核廃棄物処理・貯蔵施設に対する特別査察を決議すると、北朝鮮代表団はただちにそれを拒絶

した。そして、チームスピリット開始直前の三月八日に金正日人民軍最高司令官が「準戦時状態」を宣言した。そして最後に、三月一二日にNPT（核拡散防止条約）脱退が声明された。⁽¹⁷⁾

したがって、日朝交渉の決裂は北朝鮮の全般的な政策転換の一部にはかならなかった。周知のように、NPT脱退声明以後、北朝鮮外交の焦点は急速に対米直接交渉に移行したが、それは日朝会談を米朝会談に先行させるといふ従来の政策からの転換を意味していたのである。したがって、米朝間で核査察問題が解決されるまで、日朝交渉の再開はありそうになかった。そのような推測を裏付けるかのように、李三魯・北朝鮮側代表団長は『勤労者』三月号に日朝会談の「決裂」に関する論文を掲載し、「日本に対していかなる期待も幻想ももつてはならない」と結論した。⁽¹⁸⁾

しかし、北朝鮮のNPT脱退声明は日本にも大きな衝撃を与えた。それは日朝交渉の中断以上のものであったといつてよいだろう。例えば、渡辺美智雄外相は三月一二日午後、「北朝鮮の決定は」核不拡散体制そのものに対する挑戦であり、重大な事態をもたらす……韓国、米国など、他のNPT締約国とも協力しながら、北朝鮮に対して、脱退決定の撤回を強く求めたい」との談話を発表し、宮沢喜一首相も三月三十一日の参議院予算委員会で「わが国にとって、朝鮮民主主義人民共和国が核兵器をもつことは容易ならぬ事態であり、それをどうやって防ぐかが最大の関心事である」と言明した。⁽¹⁹⁾

北朝鮮にNPT脱退の撤回を求める点では、社会党を含む野党四党も同じであった。とりわけ、これまで北朝鮮と友好関係にあった社会党が政府見解に同調したことは注目値する。三月一二日の記者会見で、赤松広隆書記長は「極めて残念だ。（北朝鮮が）今回の決定を撤回し、国際社会の求める疑惑解消に積極的に応えるように強く要請する」と言明し、北朝鮮に社会党使節団を派遣する方針を決めたのである。また、新たに社会党委員長に就任し、韓国訪問に意欲を燃やしていた山花貞夫も、北朝鮮の決定を批判する態度を明確にした。⁽²⁰⁾

このような反応は、一部は一九九一年一月以来の日朝交渉の経緯を反映するものであるが、それ以上に日本国民の

核兵器に対するアレルギー的な感情を反映したものである。広島と長崎の記憶が北朝鮮に対する警戒心と共鳴したものである。原子力発電所の建設に反対する社会党としても、そのような国民感情を無視できなかったのだろう。北朝鮮に対して比較的同情的であった『朝日新聞』も、その社説で、「核の悲劇を知る日本が、核疑惑の解明を求めるのは当然である。また、核開発は結局は引き合わないことを、国際社会の力で北朝鮮に理解させなければならぬ」と主張した。⁽²¹⁾

ただし、日本政府も世論も北朝鮮に対する強硬な対応を主張したわけではなく、軍事制裁には否定的であった。そのような態度は北朝鮮が不測の反応をすることに對する警戒感に由来していた。例えば自衛隊の佐久間一統統合幕僚会議議長は、「(北朝鮮は)非常に特殊な体質の国家だから、急激にプレッシャーをかけると危険だ。われわれの論理で相手もそう考えていると思うと、違ったりアクションが出てくる恐れがある」と指摘した。⁽²²⁾ また、そのような事態に備えて、北海道に配備されている最新式のパトリオットを西日本に移動させるべきだとの主張も出現した。五月の北朝鮮による「労働一号」ミサイルの試射以後は、先進的な防衛システム(TMD)の開発と配備を推進するべきであるとの主張も力を得ている。

そのような雰囲気からみて、かりに将来北朝鮮が核兵器とその運搬手段の保有に成功した場合、それが日本国民に与える心理的な衝撃は決して小さくないだろう。従来タブー視されてきた集団安全保障論が国民の支持を獲得するかもしれない。また、かりに韓国が北朝鮮に対抗してNPTから脱退したり、核武装に着手すれば——そのようなことはないだろうが——部分的にせよ、日本国内にも核武装論が台頭するかもしれない。そのような主張が多数派を形成するとは思わないが、核攻撃の恐怖を克服するために、核武装に反対する人々までが先進的な防衛システムの開発と配備に賛成するだろう。防衛問題に関する国民の意識に大きな変化が生まれることは確実である。

いずれにせよ、北朝鮮のNPT脱退声明以後、日本政府は米韓両国との協議に積極的にあつたし、日本国内にはそ

れを批判する声が比較的少なかった。また、宮沢政権に代わって細川政権が誕生してからも、そのような傾向に変化はなかった。事実、一九九四年二月のクリントン大統領との会談で、細川護熙首相は「安保理事会で、経済制裁が決議されれば、日本は法令の許す可能な限りの分野で対応する意思がある」と言明し、国連による経済制裁に参加する意向を表明した。これは北朝鮮との対話を通じた解決という従来の政策を放棄するものではないが、日本が国際機関や米韓両国の決定を尊重し、それに従うとの意思表明にほかならなかった。⁽²³⁾

四、金日成死後の日朝関係

一九九四年夏、日朝交渉は依然として再開されていない。しかし、六月末以来の新しい事態の進展がその将来に大きな影響を与えようとしている。六月末の村山政権の誕生、それに続く七月初めの金日成主席の突然の死、そして八月初めに再開された米朝高級会談の進展がそれである。村山政権の誕生と米朝会談の前進は日朝交渉再開の条件を準備するのであるが、金日成の死は旧い時代の終焉を象徴するものであり、新たに樹立されるべき日朝関係の意味を変質させるかもしれない。

社会党委員長を首班とする連立政権の誕生以来、日本政府は「外交の継続性」を強調し、北朝鮮政策についても米韓両国との高いレベルでの協議を維持しようとしている。七月初めのクリントン大統領との会談で、村山富市首相は改めて日米韓三国の緊密な協議の必要性を強調したし、同月末の金泳三大統領との会談では北朝鮮との国交正常化交渉についても韓国と緊密に協議していくことを約束したのである。⁽²⁴⁾ 事実、一九九二年一月の交渉中断以来、日本の北朝鮮政策は再び状況対応型の政策に復帰している。善かれ悪しかれ、核問題をめぐる米朝間および南北間の交渉の前進なしには、日朝交渉の再開はありえないのである。

しかし、北朝鮮にとって、村山政権の誕生はそれ自体が意図せざる幸運であるかもしれない。新政権を構成する社会党と自民党は四年前に朝鮮労働党との間で発表された三党共同宣言の当事者である。「新党さきがけ」の党首である武村正義氏も日朝交渉推進論者として金丸代表団の北朝鮮訪問に同行した。また、その武村氏が大蔵大臣に就任したことも重要であるだろう。なぜならば、核問題をめぐる米朝交渉が進展し、日朝交渉が再開されれば、日本による北朝鮮に対する「賠償」が最大の問題として浮上することが確実だからである。しかも、新政権は「ハト派政権」を自称し、細川政権以上に核問題の「対話による解決」を主張している²⁶⁾。

他方、北朝鮮が核兵器開発に固執し、米朝高級会談が不調に終われば、このような北朝鮮の幸運も暗転し、日本国内でも再び国連による経済制裁が論議されざるをえない。いかなる政権であれ、日米協調路線と国連中心主義が外交の基軸であることに変わりないからである。国連安保理事会が経済制裁を決議すれば、それは確実に実行に移されるし、国論の分裂も最小限にとどまるだろう。要するに、ここでも、日本の対応は北朝鮮の態度に依存しているのである。ただし、新しい連立政権のもとでは、国連決議を欠いた日米韓三国による経済制裁や日本の単独行動は不可能に近い。また、朝鮮半島有事の際の日米安保条約の履行についても、その実施方法をめぐって連立政権内部の調整が難航せざるをえないだろう。

しかし、八月初めに開催された第三回米朝高級会談（第一セッション）では、北朝鮮による核開発の凍結と平行して、米朝関係が段階的に正常化される展望が生まれた。北朝鮮側が黒鉛減速炉の軽水炉への全面的な転換を約束し、使用済み核燃料の再処理を行なわないことに同意した代償として、アメリカ側は二〇〇〇メガワットの軽水炉発電所とそれが完成するまでの代替エネルギーの提供を約束したのである。また、米朝関係正常化のための外交代表部の相互設置も合意された。もちろん、これらの合意が実行に移されるまでには、再度の高級会談とより細かい実務レベルでの討議が必要とされる²⁶⁾。しかし、それにしても、米朝交渉が最終的に妥結し、その合意が実行に移されれば、それと

もに、日朝交渉の最大の障害も事実上除去されることになるのである。

将来的にみて、かりに北朝鮮の新政権が核兵器開発を断念し、日朝国交正常化が実現すれば、日本の果たしうる役割は決して小さくない。国交正常化後に予想される日本からの資本と技術の移転は、一時的にしる、北朝鮮の経済的な再建を助け、南北共存の土台づくりに寄与することになるだろう。その硬直した政治・経済体制からみて、北朝鮮の指導部が外部からの資本と技術をどれだけ効果的に活用することができるとかは疑問であるが、ある程度までインフラストラクチュアが整備され、基幹産業の設備更新がなされれば、比較的安価で良質の労働力を利用し、労働集約型の産業を発展させることは不可能ではないだろう。また、それを支援するための日韓協力は可能であり、日本の北朝鮮に対する経済協力は必ずしも南北間の経済協力と競合しない。

しかし、日本からの資本と技術の移転は北朝鮮の対外経済開放を促進し、人民生活を向上させるだけでなく、経済改革を促進することになる。政治的不安定化を恐れる北朝鮮は経済改革を抑制し、それがイデオロギーや政治体制の改革に波及することを阻止しようとするだろうが、中国やソ連の前例にみられるように、北朝鮮でもやがて政治体制と経済政策の乖離現象が進行せざるをえないだろう。対外経済開放や人民生活向上は経済体制改革を必要とし、経済体制改革は次にイデオロギーや政治体制の改革に波及せざるをえないからである。国交正常化後に実現する日朝間の経済交流は、善かれ悪しかれ、北朝鮮の政治体制の内部崩壊を促進する触媒の役割を演じることになるだろう。

(1) 小此木政夫「南北朝鮮関係の推移と日本の対応」、『朝鮮半島の国際政治』（日本国際政治学会編『国際政治』九二号、四一八ページを参照されたい。

(2) 同上、一〇ページ。

(3) 『東京新聞』一九九〇年九月二六日。

(4) 同上。『読売新聞』一九九〇年九月二八日。九月二七日の第二回会談と並行して、政府間の事務レベル折衝（代表団に随

行した川島祐アジア局審議官と千竜福アジア局副局长でも、北朝鮮側は従来の政策が変更されたことを認め、「一月に平壤で外交関係を持つための政府間交渉を始めたい」と提案した（『読売新聞』九月三〇日）。

- (5) 『朝日新聞』一九九〇年九月二十八日。
- (6) 『朝日新聞』一九九〇年九月二一日。
- (7) 『読売新聞』一九九〇年一〇月九日。
- (8) 『朝日新聞』一九九〇年一〇月一〇日。Richard Solomon's Address, October 30, 1990, *Official Text*, USIS, American Embassy, Tokyo.
- (9) 『朝日新聞』一九九〇年一二月四日。
- (10) 『読売新聞』一九九〇年一二月一八日。
- (11) 『読売新聞』一九九一年一月三〇日、一月三一日。
- (12) 『読売新聞』一九九一年二月三日、『産経新聞』一九九一年二月五日。
- (13) 『毎日新聞』一九九一年五月二日、『読売新聞』一九九一年五月二日。
- (14) 『産経新聞』一九九一年五月二日、五月三日。
- (15) 『朝日新聞』一九九二年一月六日。
- (16) 『労働新聞』一九九二年一月二日。
- (17) 『北朝鮮政策動向』（ラヂオプレス）二〇〇号、一九九三年二月。
- (18) 『勤労者』一九九三年三月号。
- (19) 『毎日新聞』一九九三年三月一三日、『産経新聞』一九九三年三月三一日。
- (20) 『朝日新聞』一九九三年三月一三日、『毎日新聞』一九九三年三月一三日。
- (21) 『朝日新聞』一九九三年三月一三日。
- (22) 『読売新聞』一九九三年三月一九日。
- (23) 『産経新聞』一九九四年二月二日。
- (24) 『朝日新聞』一九九四年七月九日、七月二四日。
- (25) 『朝日新聞』一九九四年七月一八日。

(29) Agreed Statement between the DPRK and the United States, Geneva, August 12, 1994.

(八月中旬脱稿)